仕様書

1 契約方法

賃貸借契約とし、賃貸借料の支払方法及び支払時期については、毎月均等払いを基本とするが、四半期払いその他の方法を妨げないものとし、詳細は受注者と協議の上決定する。

賃貸借料金には、機器の設置及び機器を正常な状態で作動させるための設定・保守に係る費用を含むものとする。

契約期間は令和９年１月１日から令和13年12月31日とする（長期継続契約）。

2 機器構成

番号	項目1	項目2	規格等
1	ノートPC	OS	Windows11 Pro 64bit　バージョン26H2
		CPU	Intel Corei5　第13世代　または　AMD　Ryzen5　第５世代（Zen4）※1
		メモリ	16GB　※1
		ストレージ	SSD　256GB　※1
		光学ドライブ	搭載すること
		ディスプレイ	15.6インチ（解像度 1920×1080ピクセル）以上 カラー液晶方式　※1
		入力デバイス	マウス（USB接続）：オプティカルまたはレーザー式、2ボタン、スクロールホイール付きとすること
			タッチパッド
			日本語キーボード：JIS標準配列（英数、かな）
		USBポート	USB-TypeA（USB2.0または3.0）×２以上　※1
		HDMIポート	HDMIポートを持つこと
		オーディオ端子	3.5mmオーディオ端子を持つこと
		内蔵カメラ	720p HDカメラ　※1
		LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
		無線LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax規格　※1 セキュリティ：WPA2エンタープライズ
		重量	2,500グラム以下
		保守	５年間オンサイト出張修理
2	ソフトウェア	PDFリーダー	Adobe Acrobat Reader DC 通常版　64bit ※MUI 版がプレインストールされている場合はアンインストールすること。
		Microsoft Office	Just Office 6
		ウェブブラウザ	Google Chrome最新版、Microsoft Edge最新版

※1　同等以上の性能を持つものは可とする。

※2　HDD/SSD故障時に再セットアップできること。

3　納入・運用要件

⑴ 搬入、設置、庁内ネットワークとの接続、通信確認及びアプリケーション動作のための各種設定を行うこと。

⑵ 納入に際して、庁内ネットワークに接続して使用するために必要な設定（セキュリティ等）を情報企画課が実施するので、情報企画課と事前に協議の上作業すること。

⑶ 故障が生じた場合、速やかに正常な状態で作動するよう回復させること。また、保守業務に係る消耗品及び故障箇所修復に係る部品の費用は、受注者の負担とすること。

⑷ 賃貸借期間終了後、機器の引き上げ（搬出・撤去）は受注者が行うこと。また、機器に格納されていたデータは、復元ソフトウェア等を用いても抽出できないよう物理的な手段を用いて完全に消去すること。

⑸ バンドル版のウイルス対策ソフト等がインストールされている場合は、アンインストールを行うこと。

⑹ その他疑義が生じた場合は、発注者（担当者）と相談すること。

⑺ HDD/SSD故障時に再セットアップできるように、受注者はリカバリーメディアを用意し保管すること。
なお、リカバリーメディアは原則ディスクメディアとし、光学ドライブを搭載しない場合はUSBメモリとすること。

4　情報セキュリティ対策要件

⑴ マルウェアの感染経路の全てにおいて感染や感染拡大を防止する機能を備えるとともに、機能の更新が可能である機器を納入すること。

⑵ 導入時に機器及びソフトウェアの脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。

⑶ 機器を構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を行う方法（手順等）を備えること。また、納入機器において、緊急度が高く保守対象の運用に影響を与える可能性が高いと考えられる脆弱性が発生した場合は、発注者と協議の上、機器の稼働に影響が無い範囲で当該脆弱性を解消する支援を行うこと。

⑷ ログに関するアクセス制御機能を備え、ログの不正な改ざんや削除を防止できること。

⑸ 機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。（庁内ネットワークに接続する場合は自動で時刻同期するため、本要件を満たす。）

⑹ 主体が用いるアカウント（識別コード、主体認証情報、権限等）を管理（登録、更新、停止、削除等）するための機能を備えること。

⑺ 特権を有する管理者権限を制御する機能又は運用を備えること。

⑻ TPMの利用等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。

⑼ 機器の構成（ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報）が記載された文書を提出するとともに、文書どおりの構成とすること。

⑽ 機器の異常停止時間が目標復旧時間として24時間を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。

⑾ 機器等の調達工程において、本市が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。

⑿ 通信回線を暗号化する機能及び情報へのアクセスを制限できる機能を備えること。

⒀ その他疑義が生じた場合は、発注者（担当者）と相談すること。